

2013年次報告まとまる

子どもの人権オンブズパーソン（公的第三者機関）の年次活動報告を公表します。市役所3階の同事務局と2階の市政情報コーナーで、報告書の閲覧ができます。詳しくは同事務局 ☎（740）1235 へ。

■オンブズへの相談延べ件数が過去最多に

子どもの人権オンブズパーソンの主な活動は、①相談および調整活動②子どもの人権擁護・救済の申し立てや、オンブズパーソンによる調査活動③人権侵害の未然防止などへの広報・啓発活動一です。

■主な相談内容の割合（抜粋）

子どもからの相談	
家族関係の悩み	21.7%
不登校	18.3%
交友関係（いじめ以外）の悩み	18.3%
おとなからの相談	
家族関係の悩み	15.9%
いじめ	10.6%
子育ての悩み	9.9%

【相談・調整活動】

25年の相談および調整活動で扱った案件は211案件、延べ920件でした。前年次より案件数で13件、延べ件数で233件の大幅増で、過去最多です。

寄せられた主な相談内容は上表の通りで、家庭にも学校にも居場所がないと思われる子どもからの相談が多くなっています。おとなからは、家族関係の問題や生活基盤の弱さなど複合的な困難を抱えているケースが増え、いずれも、複数の関係機関が相互に連携を図り、長期にわたって子どもと家庭の支援が必要な案件が目立っています。

【調査活動】

25年の申し立ては1案件で、学校内で起こったトラブルに対する学校の対応や学級崩壊に関する保護者からの申し立てでした。

また、24年に申し立てのあった案件（市内県立高校生の自殺に関する保護者からの申し立て）について、3月に同高校に「是正等の要望」と、県教委に調査の「結果通知」などを行いました。

この案件に関連して、オンブズパーソンから再発防止に向けて、11月に市長および市教育長に対して、本市における今後の取り組みに関する提言を行いました。

■ひとりで悩まないで！ オンブズに相談を

子どもの人権オンブズパーソンでは、3人のオンブズパーソンと4人の相談員が、困っていることの問題解決に向けて一緒に考えていきます。ひとりで悩まないで、子どももおとなも気軽に相談してください。電話相談は、子どもオンブズフリーダイヤル ☎ 0120（197）505 へ。

要件が整っていれば、元の保険に戻ることもできますが、その場合は医療機関などでの支払い額や支払い方法についても検討してください。詳しくは医療助成・年金課 ☎（740）1108 へ。

医療費の増加が主な要因
医療費の増加が主な要因
医療費の増加が主な要因

7月1日から新しい福祉医療費受給者証で
7月1日（火）から「福祉医療費受給者証（乳幼児等・子ども・老人・母子家庭等・障がい者）」が新しくなります。引き続き受給資格のある人には新しい受給者証を6月下旬に送ります。

県内の医療機関で受診するときは、新しい受給者証に健康保険証を添えて窓口に提示してください。また、加入している健康保険や住所、氏名、扶養義務者などに変更があった場合は、必ず医療助成・年金課へ届け出てください。

対象となる人には、資格喪失通知を送ります。「母子家庭等医療」の対象外となった中学生までの子どもでも「乳幼児等・子ども医療」の対象となる人には、その資格取得に必要な申請書を同封しますので、申請してください。詳しくは同課 ☎（740）1108 へ。

2年ごとの見直しで 保険料率の改定へ

医療費の増加が主な要因

保険料率（均等割額と所得割率）は表1の通りです。後期高齢者医療制度は、医療給付費の約5割を公費、約4割を現役世代が負担し、残

り約1割を後期高齢者の保険料で賄う仕組みとなっています。今回の保険料率改定は、医療給付費の増加が主な要因です。

【所得の低い人の軽減】
①均等割額の軽減：対象は、25年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の「総所得金額等」が一定金額以下の人です。また、26年度から均等割額の5割および2割の軽減対象が拡大します。変更点は次の通りです。

【被扶養者だった人の軽減】
制度加入時に国民健康保険の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、26年度は均等割額が9割軽減され、年額4760円となります。なお、国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

【保険料の計算方法】
年間の保険料は、一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。今回、法定上限額の変更に伴い、保険料額（年額）の上限が55万円から57万円に変更となります（表2参照）。

【所得の低い人の軽減】
①均等割額の軽減：対象は、25年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の「総所得金額等」が一定金額以下の人です。また、26年度から均等割額の5割および2割の軽減対象が拡大します。変更点は次の通りです。

【被扶養者だった人の軽減】
制度加入時に国民健康保険の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、26年度は均等割額が9割軽減され、年額4760円となります。なお、国民健康保険、国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。

■表1 保険料率（前回との比較）

	24・25年度	26・27年度
均等割額（年額）	46,003円	47,603円
所得割率	9.14%	9.70%

■表2 26・27年度保険料計算方法（県内）

保険料額（年額）	均等割額	+	所得割額
上限額 57万円	47,603円	+	（総所得金額 など*1 - 33万円） × 所得割率 9.70%

*1 総所得金額など…収入額から控除額を引いた金額（控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことで、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含まない）

■表3 所得の低い人の軽減

総所得金額*2など（被保険者+世帯主）が次の基準以下の世帯	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（33万円）	9割（4,760円）
上記以外	8.5割*3（7,140円）
基礎控除額（33万円）+ 24.5万円×被保険者の数	5割（23,801円）
基礎控除額（33万円）+ 45万円×被保険者の数	2割（38,082円）

*2 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額などから年金所得の範囲内で最大15万円を控除後に軽減判定

*3 本来は7割軽減のところ、26年度は軽減措置により8.5割軽減となっている

